

夏の特大号〈相続特集〉

# 税理士事務所 訴訟時代の生き残り術

～税法以外の法律も味方にする～

執筆：鳥飼 重和 弁護士

クローズアップ

## 第19回 相続案件の善管注意義務



三田 さて、今日の案件を再確認させてもらおうかな。



早川 はい。今回は相続案件です。事前に送っていただいた相談内容のペーパーを拝見すると、相談者は相当かわいそうな状況に追い込まれています。



かわいそう……まあそうだろうね。



本来なら相続人は税金を払わなくてよかったのに、相続税の支払いを求められて窮してしまい、滞納処分として自宅を公売の対象にされそうだとのことです。



問題になった税金の種類はなんだっけ。



被相続人が所有・経営していた株式会社の源泉所得税と消費税です。



法人に対する税金の滞納なのに、どうして個人である被相続人が負担し、それを相続人が承継したのかな。



法人の税金を滞納したことを徴収担当者から言われて、被相続人が自宅に抵当権を設定したからです。相談内容の時系列によれば、被相続人が死亡する1カ月前ごろに抵当権を設定したみたいです。被相続人が入院している病院に徴収担当者に来て、交渉した結果のようですね。



相続人からすれば、滞納税額の徴収のための抵当権の設定で自宅を失うかもしれないのだから大変なことだ。



でも、徴収担当者の立場からいえば、滞納税金を取るための必死の対応です。その立場も理解できなくはないです。当事者ではない国民からすれば、職務怠慢の徴収担当者よりも熱心な担当者の方を褒めてもおかしくないですからね。とはいっても、この抵当権設定がなければ自宅を公売される話にもならなかったはずですから、何とも釈然としません。



被相続人には顧問税理士がいたと思うけど、税理士と相談していなかったのだろうか。



仮にわたしが同じ相談を受けたなら、滞納税額を払えない会社を潰すことができるかどうかを検討しますし、少なくとも本件のような抵当権の設定はやめるように進言します。



今回の案件でも、顧問税理士だったら同じように進言すると思うんだ。徴収担当者が病院に行っているところを考えると、顧問税理士が知らないうちに被相続人に面会を求めて、抵当権設定の交渉をしていたのかもしれない。課税庁の人は、納税者本人の「同意」を最大限活用する知恵を持っているからね。



ほとんどの納税者が税法を知らず、しかも善良なので、「課税庁担当者が求めることを受け入れないといけない」「拒否できない」という思い込みがあります。



そこを課税庁の担当官に突かれる。顧問税理士もこの税務実務の現実を理解して、納税者の利益を適正に守る必要がある。税務実務の現実を知らない納税者を守るのが税理士の役割なのだから、本件だけではなく一般論として、「課税庁の担当官が訪ねてきても、税理士の立ち会いなしで面談してはダメ」と指導しておくべきだ。もちろん、そういった指導をしている税理士もいる。



そのような指導を受けなかった結果、納税者が損害を受けて税賠

登場人物



早川小百合

税理士。税理士事務所に勤務した後、税務関係を専門分野のひとつにしている三田総合法律事務所に移籍した。好奇心が強く、遠慮なく質問や意見を言う性格。



三田弁護士

三田総合法律事務所の代表弁護士。数多くの税務訴訟・税理士賠償責任訴訟を担当し、税理士界をよく知っている。裏表のない率直な性格で、「何があっても上り坂」が信条。

訴訟になれば、税理士の善管注意義務があったと判断される可能性はあるでしょうか。



それはあり得る。納税者は税法ないし税務実務に無知であり、そのため、精通している税理士に委任していることを考えると、裁判所が損害の負担の公平を考えて、税理士の善管注意義務違反と判断してもおかしくない。



本件はどうでしょう。事前に指導しなかった顧問税理士の善管注意義務違反は問われるのでしょうか？



社長個人の自宅に抵当権を設定することに関して、法人の税金の滞納問題に関与した税理士との間で委任関係が生じるかの問題はある。



法人と個人は別ですから、形式的には委任関係はないと言えます。でも、徴収官が病院に来て滞納税額の支払い督促をしている話を聞いたらどうでしょうか。



税理士なら、重病人を訪問する徴収官の狙いを考えなくてはならない。徴収官が定期的に訪問していた場合、ただのお見舞いということとはほとんどあり得ない。滞納を続けている会社からは徴収できないとすれば、個人を狙って何とかしようとするだろう。自宅などの所有物に抵当権を設定するとか、社長に連帯保証をさせるとかね。債権回収について考えることは、消費者金融でも国家でも変わらないということだ。支払い能力のある、支払い義務のない人に、支払い義務を負わせようとする。親切な税理士なら法的義務の有無を考えず、「抵当権を設定してはダメですよ」と助言すべきだ。まあ、だからといって、法人顧問だけなら、被相続人個人の関係で委任関係が生じているとは言い難いだろうな。



でも三田先生、税理士が会社と顧問契約を結んでいる場合には、同時に社長個人の所得税申告をやっているのが通常です。



そうだね。その場合なら、社長個人と顧問契約をしていない場合でも、少なくとも信義則上、社長個人の税務問題について委任類似の関係が生じていると判断される可能性がある。



では、重い病気の人がいる病院に徴収官が来ていることを知ったら、「抵当権の設定はダメ」とまでは言わなくても、「徴収官が訪ねてきても、その時は面会を断りなさい」とか、「税理士の同席なしには面会しないと伝えなさい」などの助言指導をする義務が生じますか？



その可能性はある。ただ、社長をしていた被相続人も抵当権の設定の意味を十分理解でき、税理士のアドバイスがなくても自由な判断ができる余地があるとみなされて、裁判官によっては「善管注意義務はない」とするか、それを認めても「損害の発生とは因果関係がない」と判断して税理士の損害賠償責任を否定することもあり得る。



でも、被相続人が重病で気も弱っていたら、徴収官からたびたび訪問を受けて熱心に抵当権設定を懇請されれば、どうしても言いなりにになってしまう気がします。



税理士がそこまで事情を知っている場合には、裁判官が善管注意義務を認め、ある程度の損害賠償責任を負わせる方向に動くこともあり得る。



なるほど。先生、勉強になりました。もう少しお話を聞きたいですが、そろそろ相談者が見える時間です。(つづく)